

草津市告示第 2 2 0 号

草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギーや食料品等の物価高騰が市民の生活に重大な影響を与えていることを踏まえ、住まいの断熱対策により省エネ効果を高めることで、エネルギー消費量が少なくても健やかで幸せに過ごせる住宅（健幸エコハウス）の普及や屋内での熱中症の発生防止、物価高騰の影響を受ける市民の生活を安定させることを目的とし、予算の範囲内において、家庭用の外付け日よけの購入に要した費用等の一部に対し、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和 5 9 年草津市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において「外付け日よけ」とは、住宅の窓の外側に設置する用途で製造されたサンシェードまたはオーニング等の日よけをいい、すだれおよびよしずは含めないものとする。

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日時点において、本市に住民登録のある者であること。
- (2) エネルギー費用の負担軽減を目的として外付け日よけを購入し、自ら居住する市内にある住宅に設置する者であること。
- (3) 外付け日よけを設置することについて、住宅の所有者の承諾を得た者であること。
- (4) 設置した外付け日よけが強風等により飛散しないよう、適切に維持管理する者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこ

と。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、外付け日よけを販売業者から購入した経費（外付け日よけの設置および固定に必要なロープ、フックおよび重り等（以下「付帯製品」という。）の購入経費を含む。ただし、設置工事費は除く。）とする。

2 補助対象となる外付け日よけおよび付帯製品は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品）であること。
- (2) 日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果が確認できるものであること。
- (3) 建築物等に固定し取り付けるものであること。
- (4) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日までの間に購入し、設置するものであること。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金の交付の申請は、同項の規定にかかわらず、草津市健幸エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）（別記様式第 1 号。以下「補助金交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和 8 年 1 0 月 3 0 日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入額、購入日および購入者がわかる領収書
- (2) 日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果があることが明記されている製品パッケージ等またはその写し等
- (3) 購入した外付け日よけの設置後の写真（付帯製品を含めた補助対象製品の全てが確認できるもの）
- (4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、1 世帯あたり 1 回を限度とする。

（補助金の交付等の決定）

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第 6 条の規定にかかわらず、草津市健幸エコハ

ウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付決定通知書兼額の確定の通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第8条 補助金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、前条第1項の交付決定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定通知）

第9条 規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知は、第7条第1項に規定する決定の通知によってなされたものとみなす。

（補助金の交付請求）

第10条 補助金の交付請求は、規則第16条第1項の規定にかかわらず、第9条の額の確定があった場合、補助金交付申請書の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の取り消し、または交付の決定を取り消した上、既に交付した金額の全部または一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の手続により不正に補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本要綱または規則に反する内容に基づき補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

（免責事項）

第12条 補助対象製品の設置および賃貸借契約に関する当事者間の紛争については、市はその責を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別記
様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 氏 名

草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付申請書（兼実績報告書、交付請求書）

草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請するとともに、実績の報告をします。
なお、申請のとり交付の決定がされたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたいと請求します。

1 申請者

フリガナ		電話番号	— —
名前	(印)	メールアドレス (可能な限り)	
住所	〒 — 草津市		

2 交付申請額・交付請求額

購入金額 (税抜・値引き後の額) (注)	購入金額 ① × 2分の1 (100円未満は切捨)									
① (税抜) _____ 円	② <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>							0	0	円
						0	0	円		
交付申請額 交付請求額	②または20,000円 (交付上限額) _____ 円									

(注) クーポン券等で割引された額、消費税および地方消費税は、補助金申請の対象外です。税抜・値引き後の金額を記入してください。税込金額しかわからない場合は、「税込金額÷1.1」にて税抜金額を計算してください（小数点以下四捨五入）。また、「¥」等の記号は記入しないでください。

3 補助対象製品

製品名	購入店舗名	購入日	設置日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

(裏面へ)

4 補助金申請の同意・誓約事項

内容	同意・誓約欄
(1) 補助対象製品は、市内の住居に設置し、新品で未使用のものである。	☐
(2) 補助対象製品を設置することについて、住宅の所有者の承諾を得ている。	☐
(3) 申請者および同一世帯人について、過去にこの補助金の交付を受けていない。	☐
(4) 市から補助事業の適正な実施のため設置確認等の調査の申し出があった場合は、協力する。	☐
(5) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部または一部の取消しがなされた場合は、速やかに返還する。	☐
(6) 補助金の交付事務に必要な内容に関し、以下の情報開覧に同意する。	
ア 住民基本台帳	☐

5 補助金の振込先口座

※ゆうちょ銀行の場合は、他銀行からの振込用口座番号にて記載 (通帳見開きページの下部に記載)	
金融機関	
本店名	
預貯金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ※該当するものにチェックしてください
本人口座番号	
本人口座名義 (カタカナで記入)	

6 添付資料

内容	添付確認欄
(1) 購入額、購入日および購入者がわかる領収書 (購入者名を記入する欄がないレシート等は不可)	☐
(2) 購入した外付け日よけに日射遮へい率、熱線カット率その他の太陽からの熱を遮断・抑制する効果があることが明記されている製品パッケージや添付書類またはその写し等	☐
(3) 購入した外付け日よけの設置後の写真（設置および固定に必要な付帯製品を含めた補助対象製品の全てが確認できるもの）	☐
(4) 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座のキャッシュカードの写し（金融機関名、口座番号および名義がわかるもの）	☐

様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）

第
年 月 号
日

様

草津市長

草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金交付決定通知書兼
額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健康エコハウス（外付け日よけ）
普及促進補助金については、草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金
交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を
確定したので通知します。

記

交付決定額 _____円

額の確定額 _____円

様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

第
年 月 号
日

様

草津市長



草津市健康エコハウス（外付け日よけ）普及促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市健康エコハウス（外付け日よけ）
普及促進補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので通知しま
す。

記

不交付とした理由

(令和 8 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 2 号

草津市 M I C E 誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市 M I C E 誘致事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市 M I C E 誘致事業補助金交付要綱（令和 7 年草津市告示第 1 4 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 市長は、本市へのミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビション等のビジネスイベントおよび観光誘客イベント（以下「MICE」という。）誘致を促進し、もって市内産業の活性化ならびに本市の観光および文化の振興に資することを目的とし、一般社団法人草津市観光物産協会が実施するMICE誘致事業補助事業に対して、予算の範囲内において草津市MICE誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2条～第5条 《現行どおり》 別表第1 《現行どおり》 別表第2（第2条第2項関係）				第1条 市長は、本市へのミーティング、インセンティブ、コンベンション、エキシビション等のビジネスイベント（以下「MICE」という。）誘致を促進し、もって市内産業の活性化ならびに本市の観光および文化の振興に資することを目的とし、一般社団法人草津市観光物産協会が実施するMICE誘致事業補助事業に対して、予算の範囲内において草津市MICE誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2条～第5条 《省略》 別表第1 《省略》 別表第2（第2条第2項関係）			
補助事業の区分	補助事業の要件	補助対象者	補助対象経費	補助事業の区分	補助事業の要件	補助対象者	補助対象経費
コンベンション等開催事業補助金	《現行どおり》	《現行どおり》	会場使用料、会場工事費、運営委託費、通信機器等備品賃借料、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であつて市長が適当と認めるもの（ただし、飲食および市内の公立観光施設（条例等により入館料または入館料に相当する入場料（以下「入館料等」とい	コンベンション等開催事業補助金	《省略》	《省略》	会場使用料、会場工事費、運営委託費、通信機器等備品賃借料、備品購入費、印刷製本費、筆耕翻訳料その他補助事業の実施に要する経費であつて会長が適当と認めるものとする。ただし、飲食に係る経費は、交付の対象としない。

改正後				改正前			
			う。)の定め がある施設) の入館料等に 係る経費は、 交付の対象と しない。〕				
エク スカ ーシ ョン 等実 施事 業	次の各号のいずれ にも該当するエク スカーション等を 実施する事業であ ること。 (1) ≪現行どおり ≫ (2) ≪現行どおり ≫ (3) 参加者数（当 該コンベンショ ン等およびエ クスカーション 等のいずれにも 参加する者に 限る。）が <u>バス 1台につき20 人以上であるこ と。</u> (4) ≪現行どおり ≫	≪現行 どおり ≫	≪現行どおり ≫	エク スカ ーシ ョン 等実 施事 業	次の各号のいずれ にも該当するエク スカーション等を 実施する事業であ ること。 (1) ≪省略≫ (2) ≪省略≫ (3) 参加者数（当 該コンベンショ ン等およびエ クスカーション 等のいずれにも 参加する者に 限る。）が20 人以上であるこ と。 (4) ≪省略≫	≪省略 ≫	≪省略≫
<u>大規 模イ ベン ト誘 致事 業補 助金</u>	次の各号のいずれ にも該当する大規 模イベントを実施 する事業であるこ と。 (1) 本市ならではの 特色を活かす などの地域観光 資源を活用し、 イベント等のプ ロモーションツ ールを用いて本 市の観光資源を 広く周知するこ とのできるイベ ント	当該大 規模イ ベント の開催 者（複 数の者 が共同 して開 催する 場合に あって は、そ の代表 者）	会場使用料、 会場工事費、 運営委託費、 通信機器等備 品賃借料、備 品購入費、印 刷製本費、筆 耕翻訳料その 他補助事業の 実施に要する 経費であって 市長が適当と 認めるもの（ ただし、飲食 および市内の 公立観光施設	≪改 正後 に新 設≫	≪改正後に新設≫	≪改正 後に新 設≫	≪改正後に新 設≫

改正後				改正前			
	(2) イベント期間中の参加者数が延べ3,000人以上であるイベント (3) 市内で新たに開催するイベント (4) イベント会場内において市内事業者の出展ブースを無償で3か所以上設置することにより地域への経済波及の増加が見込めるイベント (5) 初年度開催時点において、単年イベントではなく、継続して3年間開催する計画のあるイベント (6) 市および関係団体と連携して実施するイベント		(条例等により入館料または入館料に相当する入場料(以下「入館料等」という。)の定めがある施設)の入館料等に係る経費は、交付の対象としない。)				
備考				備考			
1～3 《現行どおり》				1～3 《省略》			
4 この表において「大規模イベント」とは、地域の賑わいを創出する観光誘客イベントであって、参加人数をチケット販売数やそれに代わる根拠に基づいて算出できるものをいう。				《改正後に新設》			
別表第3（第2条第2項関係）				別表第3（第2条第2項関係）			
区分	参加者数	補助限度額	補助金の額	区分	参加者数	補助限度額	補助金の額
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》	《省略》

改正後				改正前			
おり ≫							
大規模イベント誘致事業補助金	3, 0 0 0 人から 4, 9 9 9 人まで	5 0 0, 0 0 0 円	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。 (1) 補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額 (その額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額) と、補助限度額とを比較していずれか少ない額 (2) 補助対象経費から、当該補助事業に対して国または地方公共団体が交付する補助金等その他収入の額を控除して得た額	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫	≪改正後に新設≫
	5, 0 0 0 人以上	1, 3 0 0, 0 0 0 円					
備考 1～3 ≪現行どおり≫ 4 この表において「大規模イベント」とは、地域の賑わいを創出する観光誘客イベントであって、参加人数をチケット販売数やそれに代わる根拠に基づいて算出できるものをいう。 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 ≪現行どおり≫				備考 1～3 ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 ≪省略≫			

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 2 2 3 号

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市観光物産協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市観光物産協会補助金交付要綱（平成31年草津市告示第123号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前																																												
第1条～第5条　《現行どおり》 《改正前を削る》	第1条～第5条　《省略》 別表（第2条関係）																																												
	<table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助対象経費</th><th>補助率</th></tr><tr><td rowspan="2">観光事業</td><td>着地型観光の企画や運営に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>インバウンド誘致活動に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td rowspan="2">振興事業</td><td>域内調達率向上事業</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>デジタルマーケティング事業</td><td>データを活用したマーケティングに要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td rowspan="2">事業</td><td>観光ニーズ調査事業</td><td>観光客の動向の把握、分析等に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>観光アドバイザー事業</td><td>適切な助言等を行う専門家の受け入れに要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>地域観光資源発掘事業</td><td>地域資源を活用して市内外からの観光客の誘致に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td>観光パンフレット作成事業</td><td>観光情報を記載したパンフレット、マップ等の作成に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td></td><td>観光案内表示設置事業</td><td>観光地等の案内看板の設置または管理に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td></td><td>プロパー職員人件費</td><td>プロパー職員の人件費（税務、労務等バックオフィス業務のアウトソーシングおよびプロパー職員の休暇等に伴う代替の人材派遣に要する経費を含む。）</td><td>10分の10</td></tr><tr><td></td><td>観光客用トイレ利用負担金</td><td>イベントを実施する際に使用する周辺のトイレの清掃等に要する経費</td><td>10分の10</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	補助対象事業	補助対象経費	補助率	観光事業	着地型観光の企画や運営に要する経費	10分の10	インバウンド誘致活動に要する経費	10分の10	振興事業	域内調達率向上事業	10分の10	デジタルマーケティング事業	データを活用したマーケティングに要する経費	10分の10	事業	観光ニーズ調査事業	観光客の動向の把握、分析等に要する経費	10分の10	観光アドバイザー事業	適切な助言等を行う専門家の受け入れに要する経費	10分の10		地域観光資源発掘事業	地域資源を活用して市内外からの観光客の誘致に要する経費	10分の10	観光パンフレット作成事業	観光情報を記載したパンフレット、マップ等の作成に要する経費	10分の10		観光案内表示設置事業	観光地等の案内看板の設置または管理に要する経費	10分の10		プロパー職員人件費	プロパー職員の人件費（税務、労務等バックオフィス業務のアウトソーシングおよびプロパー職員の休暇等に伴う代替の人材派遣に要する経費を含む。）	10分の10		観光客用トイレ利用負担金	イベントを実施する際に使用する周辺のトイレの清掃等に要する経費	10分の10				
補助対象事業	補助対象経費	補助率																																											
観光事業	着地型観光の企画や運営に要する経費	10分の10																																											
	インバウンド誘致活動に要する経費	10分の10																																											
振興事業	域内調達率向上事業	10分の10																																											
	デジタルマーケティング事業	データを活用したマーケティングに要する経費	10分の10																																										
事業	観光ニーズ調査事業	観光客の動向の把握、分析等に要する経費	10分の10																																										
	観光アドバイザー事業	適切な助言等を行う専門家の受け入れに要する経費	10分の10																																										
	地域観光資源発掘事業	地域資源を活用して市内外からの観光客の誘致に要する経費	10分の10																																										
	観光パンフレット作成事業	観光情報を記載したパンフレット、マップ等の作成に要する経費	10分の10																																										
	観光案内表示設置事業	観光地等の案内看板の設置または管理に要する経費	10分の10																																										
	プロパー職員人件費	プロパー職員の人件費（税務、労務等バックオフィス業務のアウトソーシングおよびプロパー職員の休暇等に伴う代替の人材派遣に要する経費を含む。）	10分の10																																										
	観光客用トイレ利用負担金	イベントを実施する際に使用する周辺のトイレの清掃等に要する経費	10分の10																																										

改正後			改正前					
			郵送費	郵送に要する経費	10分の10			
			グッドウィルナー草津活動事業	グッドウィルナー草津の活動に要する経費	3分の2			
			ボランティアガイド運営事業	草津市観光ボランティアガイド協会の運営に要する経費	2分の1			
			物産振興事業	第79回国民スポーツ大会で来訪される方へのPRに要する経費	10分の10			
			事業	物産展出展事業費	物産展の出展に要する経費	2分の1		
				販路開拓推進事業	草津市の特産品の販路の開拓に要する経費	2分の1		
			別表（第2条関係）			《改正後に新設》		
			補助対象事業	補助対象経費	補助率			
			組織強化事業	プロパー職員人件費	プロパー職員の人件費	10分の10		
				代替職員等 人材派遣委託費	プロパー職員の休暇等に伴う代替の人材派遣に要する経費	10分の10		
	バックオフィスアウトソーシング事業	税務、労務等のバックオフィスに係る業務委託に要する経費	10分の10					
情報発信事業	デジタルマーケティング事業	データを活用したマーケティングに要する経費	10分の10					
	観光パンフレット事業	観光情報を記載したパンフレット、マップ等の作成および配架に要する経費	10分の10					
	観光案内表示設置事業	観光地等の案内看板の設置または管理に要する経費	10分の10					
	グッドウィルナー草津活動事業	グッドウィルナー草津の活動に要する経費	3分の2					
観光事業	着地型観光事業	着地型観光の企画や運営に要する経費	10分の10					

改正後				改正前			
振 興 事 業	インバウン ド誘致事業	インバウンドの誘致 活動に要する経費	10分の 10				
	地域観光資 源発掘事業	地域資源を活用して 市内外からの観光客 の誘致に要する経費	10分の 10				
	ビワイチ観 光事業	ビワイチを活用した 企画や運営に要する 経費	10分の 10				
	デスティネ ーションキ ャンペーン に係る観光 誘客事業	デスティネーション キャンペーンによる 誘客促進に要する経 費	10分の 10				
	ボランティ アガイド運 営事業	草津市観光ボランテ ィアガイド協会の運 営に要する経費	2分の1				
	物産展 事業費	物産展の出展に要す る経費	2分の1				
そ の 他 事 務 費	観光客用ト イレ利用負 担金	イベントを実施する 際に使用する周辺の トイレの清掃等に要 する経費	10分の 10				
	郵送費	郵送に要する経費	10分の 10				
別記様式第1号～別記様式第4号 《現行どおり》				別記様式第1号～別記様式第4号 《省略》			

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年4月1日揭示済み)

草津市告示第224号

草津市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱（昭和 6 1 年草津市告示第 5 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （補助対象経費） 第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は、 <u>高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)及び雇用開発支援事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)</u> 交付要綱(平成 1 3 年厚生労働省発職高第 1 7 0 号)第 3 条に規定する補助事業に要する経費および市長が特に必要と認める事業に要する経費とする。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 第 3 条～第 6 条 《現行どおり》 《改正前を削る》 別記様式 《現行どおり》	第 1 条 《省略》 （補助対象経費等） 第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は、 <u>次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの内訳および補助金額は、別表に掲げるとおりとする。</u> (1) 管理費 (2) 事業費 第 3 条～第 6 条 《省略》 <u>別表（第 2 条関係）</u> （別添 1 のとおり） 別記様式 《省略》

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添1

別表（第2条関係）

区分	内訳	補助金額
管理費	光熱水料	市長が予算の範囲内で定める額
	電気料、水道料およびガス料	
	公租公課	固定資産税、市県民税等
	借料および損料	運営に要する事務所、事務用機器等の借上料
人件費	① 職員俸給、諸手当 職員基本給、職員特別給与（賞与）、扶養手当、通勤手当、住居手当、超過勤務手当等 ② 社会保険料 健康保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料（労災保険および雇用保険）、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分 ③ その他 職員の健康診断に要する費用ならびに職員退職給与引当預金および中小企業退職金共済掛金	
事業費	その他特に市長が必要と認める経費	
	役職員活動費 役職員が、連絡・会議、経験交流、研修、調査および事業実施に必要な事業開拓等のための旅費	
	備品費 ① 事務所に必要な備品類の購入に要する次の経費 机、椅子、図書、電話機（手数料および架設費を含む。）、応接セットおよびその他の必要な備品類の購入費 事業を運営するために必要な備品類の購入に要する次の経費 自動車（諸経費を含む。）、作業衣、かま、のこぎり、はさみ、はけ、用具類の保管庫およびその他の必要な作業用具類の購入費（自動車以外の備品類の購入については、単価が50万円未満のものとする。）	
	消耗品費 事務用消耗品、燃料費等	
	印刷製本費 ① 図書、文書、図面、議案、野帳類、諸帳簿、雑誌、書類、伝票等の製本代 ② 就業に関する普及・啓発に要するポスター、パンフレット等の印刷代（用紙代を含む。）	
	通信運搬費 ① 郵便等の料金、電信料および電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費および運賃 ③ 近距離の乗船および乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券	
	公租公課 自動車重量税	
	借料および損料 事業の運営に必要な駐車場および作業場等の借上料	
	保険料 ① シルバー損害保険料 ② 自動車損害賠償責任保険料 ③ その他損害保険料	
	会議費 事業運営委員会等および関係行政機関等との諸会議の会議費	
	雑役務費 ① 収入印紙等 ② 機械器具および自動車の修繕料 ③ 作業適応訓練等に要する経費 ④ その他雑役務に要する経費	
	諸謝金 ① 講師等に支払う謝金および謝礼 ② 事務、事業等を委嘱された者等に対する報酬および謝金	
	賃金 臨時に雇用する職員の賃金 （会員等を臨時職員として雇用する場合等の賃金）	
	教材費 技能訓練用テキスト、材料および簡単な手工具類の購入費	
	訓練委託費 公共職業訓練施設等に依頼して行う訓練に係る委託費および会員の授業料	
	その他特に市長が必要と認める経費	

（令和8年4月1日揭示済み）

草津市告示第225号

草津市DX人材育成支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市DX人材育成支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市DX人材育成支援補助金交付要綱（令和6年草津市告示第159号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）